

安全就業便り



令和8年度9月15日
安全・適正就業委員会

(第261号)

見えない凶器！草刈り作業の石飛事故を防ごう！

県内のシルバー人材センターにおいて、毎年、損害賠償事故の第一位は草刈り作業で全体の80%、その内、石飛による事故は半数を占めています。石飛は車両や窓のガラス等の器物損壊だけでなく、人体への重大な事故につながるため、『作業前の異物除去』、『飛散防止ネットの活用』、『周囲の安全確認、危険予知』の三点が最も重要です。しかしながら、多くの事故が、この重要な事が守られなかったために発生しています。ネットをしていなかった、または、していたが設置場所が悪かった、使用禁止のナイロンコードを使用したなど、事故は起こるべくして起きています。

就業で草刈り機を使用される会員の皆さんは、改めて確認・注意してください。

◆ 作業前

1. 作業場所の石、木の枝など飛散しやすいものを取り除く。
2. 周囲に人・車・建物がいないか確認する。(チップソーで15m飛んだ例あり)
3. 飛散防止カバーが草刈り機に正しく取り付けられているか点検する。
4. 飛散防止ネットの設置方法を検討する。(人や車両、建物に影響はないか)
5. 業務のひとつとして飛散防止ネットを活用することを請求対象と交渉しておく。
6. 石が多い、人・車・建物が多いなど、安全面で懸念がある時は断る事も検討する。

◆ 作業中

1. 人や車が近づいたら作業を中断する。
2. 石が多い場所では高刈り(約5cm)をし、草刈り機の回転数を低速で対応する。

知らないで一発免停！9月1日に道路交通法改正

9月1日の道路交通法改正の主な変更点は、以下の4点です。

- ① 自転車も車両であり、青切符の対象になり反則金の導入
- ② 生活道路の法定速度が時速30kmへ引き下げ
- ③ 自動車と自転車の側方通過ルールの強化
- ④ 車の仮免許取得の年齢要件が「18歳」から「17歳6ヶ月」に引き下げ

今回の改正は単なるルールの微調整ではなく、交通社会全体の価値観を『スピードより安全へ』とシフトさせるものです。従来と同じ感覚で行動した場合、一発免停という事態になるかもしれません。安全な走行に努めていただくようお願いいたします。

■ 自転車の交通ルール厳格化

これまでは警告や指導にとどまっていた違反行為に対し、反則金が科せられます。また、自転車も明確に車両として扱う意識が求められます。

<主な違反行為>

- ① 信号無視【反則金:6,000円】
- ② 携帯電話の使用等 保持【反則金:12,000円】
- ③ 一時不停止【反則金:5,000円】

■ 生活道路での法定速度引き下げ

「生活道路」とは、センターラインや中央分離帯のない道幅5.5m以下の狭い道路のことです。法定速度が時速60kmから30kmに大幅な引き下げとなります。

今回の見直しで特に意識したいのが、住宅街の道です。いつも通っている道であればつい速度が出てしまいがちですが、生活道路は低速運転が当然となりますので、慣れた道での運転こそ30kmを超えないよう、より慎重な運転が求められます。

※ 速度標識がある場合は「標識の速度が優先」です。

例：60kmの速度標識がある場合は、生活道路であっても制限速度は60kmとなります。

■ 車が自転車を追い越す際のルール新設

車が自転車などの右側を通過する際のルールが5月に改正されています。車が自転車を追い越す際は、十分な間隔をとるか、十分に減速して通過することが求められます。速度は「自転車の速度の5km～10km上回る速度」で、間隔は「1.5m以上の側方間隔を空ける」ことが推奨されています。自転車にも可能な限り左側端に寄って通行することが求められています。車対自転車の交通事故で、自転車の右側に車が接触する事故が増えていることが、法改正の理由です。